峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

第21回総務・企画・議会小委員会(議事概要)

日 時 平成 15 年 7 月 22 日 (火) AM9: 30~AM11: 27

場 所 峰山町防災センター

出席者数 13人(欠席1人)

傍聴者数 4人

主な議題

- (1)協議第1号 9 一般職の職員の身分に関すること(継続協議)
- (2)協議第2号 10 特別職等の身分の取扱いに関すること(継続協議)
- (3)協議第3号 12 事務機構及び組織の取扱いに関すること(継続協議)
- (4)合併協定について

議事経緯

委員長あいさつ 会議の成立確認 議題

(1)協議第1号 9 一般職の職員の身分に関すること・・・・確認

主な意見

- 委員 5月に、各町において職員組合に通告されたようだが、その後話し合いは行われ たのか。また給料総額の中で、本俸と諸手当の比率はどうなっているか。
- 部 会 峰山町では、職員組合と単独の話し合いはないが、奥丹後地区協議会と町長とは 数回話をしている。諸手当の比率については、平成15年度予算で見ると、峰山 町が43.1%、大宮町は34.6%、網野町は39.6%、丹後町は36.2%、弥栄町は41.5%、 久美浜町は43.1%となっており、その内大宮町、網野町は教育長も含まれている。
- 委員 これが解決しないと合併の根幹に関ってくると認識している。合併時に統一するという調整案はよいが、職員の同意を得ていかねばならない以上、いっきに統一は難しいと考え、各町の代表、専門家、事務局などで専門委員会を設置し、具体的に検討されたらどうか。
- 部 会 理事者と職員組合の話し合いは今後も続けられると考えるが、国家公務員に準ずる制度とすること、また専門委員会のことについても理事者に報告しておく。
- 委 員 3号委員として、意識調査にある行政経費の削減という住民意見を十分踏まえていただきたい。そして、調整案を地域の実情、地域の経済情勢、給与の状況を勘案して国家公務員の制度に準拠し、合併時に統一するという文言にしていただきたい。
- 委員 地域の給与体系まで組み入れると、現在悪い状況に合わせるとして、よくなった時にいっきに対応できるのか。また、前回現給保障という意見が出ていたが、理事者の方は何と言っているのか。

- 部 会 地域の給与を調査にするには、都道府県や大きな都市は人事委員会を設けて調査 しているが、職員や委員を配置せねばならず、経費などを考えると不可能だと考 える。新市の給与制度については理事者でも了解済みで、現在は現給と新市の給 料との差をどうするかについて協議中である。
- 委 員 前回、委員の数人からは、現給保障ではなく激変緩和措置を設けてほしいと言っ たのではなかったか。
- 部 会 現給保障ということになれば、差のついたまま同じ職場となり問題もあろうかと 考え、現在理事者の方で協議されている。
- 委員 地方公務員法の第24条に給与についての3つの原則が謳われており、その中の 均衡の原則ということで、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間の従事者、 地域の実情を考慮となっているが、実際の運用については国家公務員に準ずると いうことで、地域の状況というものは、その文言に含まれていると考える。また、 職務給の原則では、職務と責任に応じた給料でなければならないと謳われており、 6町間では職務内容に大きな差はないと考えるが、給料に大きな差があるのは過 去の採用状況により運用に差が出ていると考えるが、組織が大きくなることによ り厳正的確な運用が求められる。職員の立場からすると、同じ職種、経験年数な のに給料が違うとやる気をそぐことになると考える。各町とも、職員組合と誠意 を持って話し合う必要があると考え、また委員意見の趣旨を尊重し今後対処すべ きと考え、提案の調整結果でよいと考える。
- 委員 新市で新たな基準で統一されるのが、職員にとってやる気を引き出すものと考える。一部には上がる人下がる人が出るが、同じ仕事なら給与の格付けは同じと考える。丹後町では、職員組合の執行部には説明したし、職員にも一人一人説明していく。新しい基準で公平に格付けされるのは基本的に合意していただいている。
- 委員 この調整結果でよいと考えるが、ここでの内容についての協議結果をどう踏まえるのか。また、各町がそれぞれ各町の職員組合と協議すると、その調整が異なった結果になると考え、その協議は合併協議会とやった方が統一したものとならないか。現給保障は考えられないが、1割以上差が出来る人というようなことで、2~3年間激変緩和措置を設けるということができないか。ここでの協議は、理事者にどう伝わっているのか、いつ理事者案が出てくるのか。
- 事務局 合併協議会は合併の協議をする場であり、会長は6町の職員の任命権者ではないので、組合に対しては各町個別の対応となる。ここでの協議内容は理事者に報告済みであるし、調整結果については統一見解となっており、5月には組合に通告、現在、職員への説明ということになっている。
- 委員 全て理事者にまかせるのではなく、ここでの意見を踏まえどうするのか知りたい。 個人的には、現給を保障し数年かけて一定ラインまでもっていくのがよい。格付けなどは近隣市町村、特に福知山を参考に、8級ではなく9級まで給料表を運用するよう要望していただきたい。
- 委員協議の中で、公務員が恵まれていないような文言が出てくるが、そんなことはないと考える。公務員の給与は、従業員にとても見せられるものではない。合併すると職員の給料が上がるとは、3号委員として住民の方に申し訳ない。公平とはどういうことなのか、出来る人も出来ない人も同じなのか、今後の考え方として同じ仕事をしているから同じ給料というのは違うと考える。残業にしても、どう

して300万円も出るのか、今後こういったことがどんどん改めていけるような姿勢の新市を望む。従って、調整結果でよいと考え、どんどん進めていただきたい。

- 委 員 300万円という異常な時間外手当があったり、またどうしてもしなければならない時間外なのにつけられないといった状況がある中で、その不公平がまかりとおっていくことはぜったいあってはならないことだと考える。また調整結果に賛成だが、経過措置をとっても出来るだけ短い方が、職員のやる気につながると考える。
- 部 会 合理化の中で時間外を抑えていくのは当然だが、新市では未知数なので、その場 に応じての検討になると考える。
- 委員 6町のラスパイレス指数はいくらか。
- 部 会 平成 14 年 4 月 1 日の数字で、峰山町 97.0%、大宮町 92.9%、網野町 95.9%、丹 後町 95.4%、弥栄町 93.4%、久美浜町 97.5%であるが、職員の在職期間に応じて 5 年区切りでの調査のため、5 年と 9 年の職員が同じ枠となり、職員数の少ない町では、毎年かなり変動があることを了解していただきたい。
- 委 員 この小委員会での意見を理事者に十分伝えていただくということで、調整結果に 賛成する。
- (2)協議第2号 10 特別職等の身分の取扱いに関すること・・・・確認

主な意見

- 委員 この協議会で確認された案と、報酬審議会との係わりはどうなるのか。
- 部 会 新市の市長が決まってからのことになると考えるが、早急に委員を委嘱して次の 年度の報酬は審議していただきたい。
- 委 員 福知山市を参考とするべきであり、調整結果の数字は遠慮していると考える。
- 委員長 採決とする。採決の結果、正副委員長を除く出席委員 11人中賛成 10人で確認と する。
- (3)協議第3号 12 事務機構及び組織の取扱いに関すること・・・・確認

主な意見

- 委員組織のイメージ図では、市民局の所属等がわからないがどうなっているのか。
- 委員 市民局とは支所と同格のものか。
- 部 会 組織図の中で、指揮命令系統では、市長の下に助役があり、その下に部があり、 部と並んで市民局がある。部会では地方自治法上にある支所を提案したが、町長会での協議の中で市民局となったもの。名称だけで法令上の位置付けは支所となる。
- 委員 税の賦課・徴収も市民局でやるのか。
- 部 会 半数程度支所に残すという前提から、たばこ税、法人税は本庁で、市民税、固定 資産税、国保税は支所でということになると考える。

- 委 員 組織の配置において、新市建設計画のゾーニングにマッチしたものとなっている のか。農林部がにぎわいゾーンの大宮町にあるのは、どう理解したらよいか。
- 部 会 例えば農業は丹後、弥栄、久美浜町となっているが、そこに部を持っていくこと にはなっていないし、まだ町長会の方で固まっていない。
- 委 員 上水道部、下水道部と分かれているが、もっとまとめて部を少なくし、組織を簡 略にしていただきたい。
- 委員 このイメージ図は部会のたたき台ということだが、これも確認が必要なのか。
- 事務局 調整に係る協議のための資料である。
- 委 員 大きく変わらないならこれでよいのではないか。新市の姿を見定めて、方向性の 確認でよいと考える。
- 委 員 調整の方針に異議はないので、組織図をはずして確認したらどうか。
- 委員 ここでは、調整方針の確認ができればよいと考える。
- 委員長 採決とする。正副委員長を除く出席委員 11 人中賛成 7 人で確認とする。

(4)合併協定について

主な意見 特になし